

6月は 環境月間です

美しい自然を守るためにできることを、一緒に考えていきましょう。

環境月間とは？

日本では、平成3年度から毎年6月を「環境月間」と定めています。
まずは、身近なところから環境への取り組みを始めてみませんか？

ご存じですか？ごみの分別方法

燃える ごみ



市指定の燃えるごみ専用袋を使用してください。

該当のごみの種類

- 台所ごみ（水分はきる） ● プラスチック類
- 草木類 ● 紙おむつ（汚物は捨てる）
- 使い捨てライター（使いきる） ● 汚れた衣類
- 鞆 ● 靴 ● 発泡スチロール類 等

収集日

- 麻生地区 [毎週月・木曜日]
- 北浦地区 [毎週水・土曜日]
- 玉造地区 [毎週火・金曜日]



燃えない ごみ



市指定の燃えないごみ専用コンテナ（赤色または黄色）を使用してください。

該当のごみの種類

- なべ ● やかん ● コップ ● 金属製のキャップ
- ポット ● 植木鉢 ● せともの ● 傘
- ガラス・刃物類（紙に包むか袋に入れ「キケン」と書く） ● スプレー缶（ガスは抜く）
- サラダ油の空き缶・空き瓶 等

収集日 ※祝日は除く

- 麻生地区 [毎月第1・3木曜日]
- 北浦地区 [毎月第1・3水曜日]
- 玉造地区 [毎月第1・3金曜日]



資源 ごみ



市指定資源ごみ専用コンテナ（青色）を使用してください。

該当のごみの種類

- ペットボトル（キャップとラベルは取り除く）
- 瓶類（飲料用のもの、ドリンク剤・酒・焼酎・ワインを含む、キャップは取り除く）
- アルミ・スチール缶（飲料用のもの） 等

収集日

- 麻生地区 [毎週月曜日と毎月第2・4・5木曜日]
- 北浦地区 [毎週土曜日と毎月第2・4・5水曜日]
- 玉造地区 [毎週火曜日と毎月第2・4・5金曜日]



有害 ごみ



市指定有害ごみ専用袋を使用してください。

該当のごみの種類

- 電池（乾電池・ボタン電池・充電式電池）
- 鏡 ● 蛍光灯 等

収集日 ※祝日は除く

- 麻生地区 [毎月第1・3木曜日]
- 北浦地区 [毎月第1・3水曜日]
- 玉造地区 [毎月第1・3金曜日]



布類の 資源 ごみ



市指定ストックヤード設置場所の他、指定の回収場所に出してください。

該当のごみの種類

- わた・スポンジの入っていない衣類全般
- 毛布 ● タオル類 ● シーツ、寝具カバー類

回収日時

- 毎月第2土曜日
- 8:00 ~ 17:00



※燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・有害ごみは指定の集積所へ、指定された日の 8:00 までに出してください。

紙類の 資源 ごみ



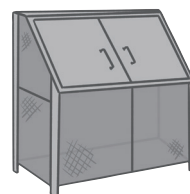
市指定ストックヤード設置場所に出してください。

該当のごみの種類

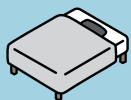
●ダンボール ●新聞 ●雑誌 ●牛乳パック
(種類別に分けて、折りたたみひもで十文字に束ねる)

回収日時

■毎週土・日曜日
8:00 ~ 17:00



粗大 ごみ



環境美化センターに直接搬入するか、委託先の(公社)行方市シルバー人材センターに戸別収集を依頼してください。(有料)

該当のごみの種類

●大型家具 ●大型電化製品 ●バイク(50ccまで)等
※家電リサイクル法対象製品(テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン等)は、取り扱いません。購入した販売店または買い替えをする販売店に依頼してください。

戸別収集料金

ごみの種別(1個につき)

■大型 1,000円
■中型 500円
■小型 300円



※(公社)行方市シルバー人材センター ☎0299-80-6222・0299-80-6223

今回掲載した以外にも、それぞれ詳細なごみの排出ルールがあります。

詳細は、行方市ごみ分別カレンダーをご確認ください。

各地区のごみ分別カレンダーは、市公式ホームページからも確認できます▶



市では、循環型社会を作るため4R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ)を推進しています。持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて、ごみを減らす取り組みを実践しましょう。

リデュース (Reduce)

排出抑制

ごみとなるものを減らす

4R

リユース (Reuse)

再利用

できるだけ繰り返し使う

リサイクル (Recycle)

再資源化

資源として再利用する

リフューズ (Refuse)

発生回避

ごみとなるものを受け取らない

11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



6月是不法投棄防止強調月間

【問い合わせ】

環境課(北浦庁舎)

☎0291-35-2111

鹿行県民センター環境・保安課

☎0291-33-6057

不法投棄の防止・解決には早期発見・早期対応が最も重要です

県および市では、6月の「不法投棄防止強調月間」にあわせて、廃棄物の不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けた監視パトロールを集中的に実施しています。また、年々悪質・巧妙化している不法投棄の事案に対しては「捨て得は許さない」という方針で、不法投棄行為者や搬入業者、排出事業者、土地所有者等に対して撤去指導を行います。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともありますので、ご注意ください。

不法投棄の防止・解決には、早期発見・早期対応が最も重要です。不法投棄・野焼き・不適切な残土埋め立てを発見した場合、下記の専用フリーダイヤル「不法投棄 110 番」へ通報をお願いします。

不法投棄 110 番 ☎0120-536-380 受付時間: 8:30 ~ 17:15 (平日)

※受付時間外は、最寄りの警察署まで通報をお願いします。